

新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会 総括 【概要確定版】

項目	－現 行－ 新潟市ひまわりクラブ条例等	－方向性と今後の検討事項－ ■方向性（意見） □今後の検討事項
対象児童	小学校低学年児童等	<ul style="list-style-type: none"> ■小学校 6 年生までの受入れ（障がい児を含む） □受入れが可能な障がいの程度について □障がい児受入れに対する民設（補助）への補助
運 営	<p>公設のひまわりクラブは非公募で選定した指定管理者にクラブの運営を委ねている</p> <p>民設は委託による運営と補助金による運営がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■非公募による指定管理は競争的でないとの指摘がある一方、指定管理者制度が適切なのかとの意見もある ■事業者が安定的な運営や経営ができる仕組みが必要 □公設の具体的運営方法の選定と事業者の決定の仕方 □地域ごとの選定について □民設運営方法（委託と補助）の統一について
ふれあいスクールとの連携	<p>ふれあいスクール開設校において、各校の実情に合わせた連携を実施</p> <p>（H25 年度 全 113 校中 62 校開設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■具体的な連携の指針を示し、放課後児童クラブの指導員とふれあいスクールの運営主任の共通理解を図ることが必要 □全市的な連携のあり方と各校の実情に応じた適切な連携について
規 模	<p>【H19 厚生労働省ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 40 人程度まで ・最大 70 人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない
設備等	<p>【H19 厚生労働省ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用スペースの確保 ・1 人あたり 1.65 m²以上 ・静養スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけでない基準も必要 □条例に定める具体的基準について □民設の施設整備に対する補助
開設時間	<p>平常授業期間 放課後～午後 6 時 30 分</p> <p>土曜・臨時休校・長期休業期間 午前 8 時～午後 6 時 30 分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育園並みの開設時間が保護者の希望 【保育園並みにした場合の開設時間の例】 平常授業期間 放課後～午後 7 時 土曜・休校・長期休業期間 午前 7 時 30 分～午後 7 時 ■子どもの健全育成とのバランスも大切 □開設時間延長の必要性について □民設と統一するかどうか
利用料金（減免制度）	<p>月額 6,900 円</p> <p>【減免制度】</p> <p>生活保護世帯 全額免除</p> <p>市民税非課税世帯 2/3 免除</p> <p>市民税所得割</p> <p>1 万円未満世帯 1/2 免除</p> <p>23 万 5 千円未満世帯 1/3 免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■開設時間を延した分は延長料金を設定 ■必要な子どもが利用できるような減免は必要 ■保育園に近い応能負担にするため細分化が必要 ■前提として、民設が健全かつ安定的な運営や経営ができる仕組みがあれば、サービス内容の差で利用料金に差があってもいいが、減免は公設・民設の統一が必要 □民設の安定運営の仕組みと減免分の補てん □新たな料金体系の是非
指導員	<p>【H19 厚生労働省ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童指導員を配置 ・放課後児童指導員は児童福祉施設最低基準第 38 条に規定する資格を有する者が望ましい <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・保育士 ・社会福祉士 ・高卒等の者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校） ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の過程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ■高学年や障がい児の受入れには、きめ細やかな気配りのできる指導員が必要 ■指導員の待遇改善が必要（指導員不足対策） □条例に定める具体的資格や配置人数等について □指導員の待遇について
未設置校対策	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して 40 人以上の利用が見込まれる時に公設クラブを開設 ・保護者会等により開設した場合は、補助金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の状況に応じて対応を考える必要がある ■施設費や固定費を考慮した補助金の仕組みが必要 □未設置校での開設と運営方法 □補助金制度の見直し内容について

■新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会 委員名簿

(敬称略)

No	氏名	所属・役職	備考
1	植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 准教授	学識経験者
2	高橋 直人	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 課長	放課後児童クラブ関係者 (ひまわりクラブ)
3	佐々木 美佳子	NPO法人ディンプルアイランド 理事長	放課後児童クラブ関係者 (委託)
4	濱野 義信	藤見幼稚園／ふじみの森保育園 園長 (アリスワンダークラブ)	放課後児童クラブ関係者 (補助)
5	長谷川 雪子	新潟大学経済学部 准教授 (前内野ひまわりクラブ父母会代表)	学識経験者／ 放課後児童クラブ関係者
6	大宮 一真	新潟市小中学校PTA連合会 副会長	学校関係者
7	鷺津 毅史 第1・2回 中川 一之 第3回	新潟市教育委員会 学校支援課 統括指導主事	学校関係者
8	河内 一美	新潟市教育委員会 地域と学校ふれあい推進課 課長	学校関係者
9	塚田 裕子	新潟市福祉部保育課 指導保育士	児童福祉行政関係者
10	斎藤 聖子 第1・2回 堀内 貞子 第3回	新潟市福祉部こども未来課 課長	児童福祉行政関係者 (事務局)

第1回：河内委員の代理で片山久美子地域と学校ふれあい推進課課長補佐が出席。

第3回：人事異動により委員変更あり。中川委員欠席。

■開催日

第1回 平成 25 年 1 月 30 日 (水)

第2回 平成 25 年 3 月 15 日 (金)

第3回 平成 25 年 5 月 21 日 (火)

確 定 版

新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会

総 括



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

目 次

第 1	「放課後児童クラブ」を取り巻く環境	1
第 2	「新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会」の開催	1
第 3	「新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会」での議論	
1	今後の活動内容や保育方法（高学年の保育）のあり方について	2
2	事業手法（指定管理者制度、委託、補助制度）のあり方について	2
3	ふれあいスクールとの連携のあり方について	3
4	放課後児童クラブ未設置校における放課後児童対策について	3
5	施設基準の制定（クラブの定員）に関する考え方について	4
6	利用時間に関する考え方について	4
7	利用料金（減免制度）に関する考え方について	5
第 4	方向性と今後の検討課題	6

第1 「放課後児童クラブ」を取り巻く環境

- ・これまで、本市の放課後児童クラブは、公設クラブ（ひまわりクラブ）のほか、運営委託、補助金による運営の3つの方式で実施されてきたが、それぞれの施設基準や運営基準、サービス内容は統一されていない。
- ・平成27年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、施設・設備に関する基準及び指導員の配置等に関する新潟市条例の設置のほか、4年生以上の受け入れ、事前届出制の導入等、大きな変革が予定されている。
- ・（仮）新潟市放課後児童クラブ条例の具体的な制度設計を行うために、本市における公設、民設を含めた放課後児童クラブのあり方及び方向性を定める必要がある。

第2 「新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会」の開催

このような背景のもと、関係者から広く意見を聴取し、（仮）新潟市放課後児童クラブ条例等に反映させていくことを目的とし、平成25年1月に、新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会を設置した。

■新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会 委員名簿

（敬称略）

No	氏名	所属・役職	備考
1	植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 准教授	学識経験者
2	高橋 直人	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 課長	放課後児童クラブ関係者 （ひまわりクラブ）
3	佐々木 美佳子	NPO法人ディンプルアイランド 理事長	放課後児童クラブ関係者 （委託）
4	濱野 義信	藤見幼稚園／ふじみの森保育園 園長（アリスワンダークラブ）	放課後児童クラブ関係者 （補助）
5	長谷川 雪子	新潟大学経済学部 准教授 （前内野ひまわりクラブ父母会代表）	学識経験者／ 放課後児童クラブ関係者
6	大宮 一真	新潟市小中学校PTA連合会 副会長	学校関係者
7	鷺津 毅史 第1・2回 中川 一之 第3回	新潟市教育委員会 学校支援課 統括指導主事	学校関係者
8	河内 一美	新潟市教育委員会 地域と学校ふれあい推進課 課長	学校関係者
9	塚田 裕子	新潟市福祉部保育課 指導保育士	児童福祉行政関係者
10	斎藤 聖子 第1・2回 堀内 貞子 第3回	新潟市福祉部こども未来課 課長	児童福祉行政関係者 （事務局）

第1回：河内委員の代理で片山久美子地域と学校ふれあい推進課課長補佐が出席。

第3回：人事異動により委員変更あり。中川委員欠席。

■開催日

第1回 平成25年1月30日（水）

第2回 平成25年3月15日（金）

第3回 平成25年5月21日（火）

第3 「新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会」での議論

全3回の懇談会における主な内容は次のとおりである。

1. 今後の活動内容や保育方法（高学年の保育）のあり方について

項目	主な意見
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生から6年生までの受入れは、縦割りの友人関係が築ける。 ・発達障がいの子どもの受入れは特別なものではなく、普通の受入れとして認識していかなければならない。 ・指導員の目が届きにくくなる懸念がある。 ・身体の成長に伴う高学年への配慮が必要。
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含めスペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない。 ・障がい児の保護者からすると、小学校内に置くべきである。 ・施設の空き状況などの面で、高学年の受入れができる施設とできない施設が出てくるのではないかと。
指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員の配置について、手厚い公的支援が望まれる。 ・有資格者が望まれるが、人材不足が問題となっている。待遇改善を含めて検討していかなければならない。 ・4月当初の子どもの人数で体制を組んでも、夏休みまでの子どもが多く、雇用する指導員の人数を決めるのが難しい。

2. 事業手法（指定管理者制度、委託、補助制度）のあり方について

■現状

- ・本市における放課後児童クラブの運営方法は3種類（指定管理、委託、補助金）
- ・ひまわりクラブの指定管理者は、制度を導入した平成17年度以来非公募で、新潟市社会福祉協議会を選定している（2回更新）。

項目	主な意見
指定管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ・現在80クラブ102施設あり、指導員を700名ほど雇用している。増え続けるクラブを全て指定管理で運営していくことは困難である。 ・非公募による指定管理は競争的ではないとの指摘もあるが、公募になると経営の安定性や事業の継続性に問題がある。 ・放課後児童クラブが指定管理制度に適した事業なのか疑問。
民設・委託	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的柔軟性があり、継続的で先を見越した経営が可能。 ・減免制度がないため、母子家庭や求職中の方にはかなり厳しい保育料負担となっているため検討すべき。 ・狭あい化が進んでも資産がなく、新しい施設を作ることが困難。
民設・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数のクラブの収入源だと、必要な指導員を置くことが困難。 ・施設の傷みが早く、修繕の費用が補助されないのが財政的に厳しい。 ・小学校との関係がなかなか作れず、困った経験がある。

全 体	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員が足りない状況にある。 ・いずれの制度でも、事業者が、数年後を見通した安定的な運営や経営ができるような仕組みにしていく必要がある。
-----	--

3. ふれあいスクールとの連携のあり方について

■現状

- ・放課後児童クラブとふれあいスクールの協力体制や子どもの参加方法については、クラブの立地条件やふれあいスクールの運営体制に合わせ、各クラブ及びふれあいスクールで可能な範囲で工夫し、決定している。
- ・放課後児童クラブ指導員とふれあいスクール運営主任の間で、具体的な行動連携が不明確な状態が一部に見られる。

項 目	主な意見
連 携	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい化しているひまわりクラブでは特に、ふれあいスクール開設時間帯に体育館等で伸び伸び遊べるなど、子どもがより過ごしやすい環境の提供に重要な役割を担っている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校により連携対応が違っている部分があるため、全市的な具体的指針が示されることが望ましい。 ・具体的な指針が示されることで、現場も安心できる。 ・放課後児童クラブの指導員とふれあいスクールの運営主任、両者が定期的に情報交換し、子どもたちへの対応や互いの運営状況について共通理解を図ることが必要。 ・災害時の防災マニュアルについても共通理解を図ることが必要。

4. 放課後児童クラブ未設置校における放課後児童対策について

■現状

- ・公設、民設を含め、放課後児童クラブ未対応校は市内に12校（H25年度）。
- ・未設置校の保護者からは、ひまわりクラブの開設を望む声強い。
- ・ひまわりクラブを開設する条件は、継続して40人以上の利用が見込まれる場合となっており、未設置校の学校規模からして困難。
- ・補助金を使い、保護者会による運営を促しているが、保護者の負担は大きい。

項 目	主な意見
設 置	<ul style="list-style-type: none"> ・各々の地域の事情を見ながら対応を考えていく必要がある。 ・子ども子育て新システムの中で、放課後児童クラブも含めた小規模多機能型施設建設や公の施設の積極的利用という構想があり、これが小規模校区での運営を可能とするのではないか。
補助での運営	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の補助制度による、補助対象の最低ラインは5人であるが、実際の利用が5人程度では運営的に厳しい。 ・「施設費」や「固定費」という部分を考えた補助金の仕組みが必要。

5. 施設基準の制定（クラブの定員）に関する考え方について

■現状

- ・ひまわりクラブにおいては、待機児童ゼロを堅持するため、大規模化（在籍児童 71 人以上）、狭あい化（1 人あたり面積 1.65 m²未満）している施設が見受けられる（H25.5 現在 大規模化 25 施設、狭あい化 7 施設）。
- ・大規模化や狭あい化を解消するため、ひまわりクラブの施設整備（分割による新築や増築）を、小学校などと連携しながら行っている。

項目	H19 厚生労働省 ガイドライン	主な意見
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 40 人程度まで ・最大 70 人までとすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模化は望ましくないが、施設によっては環境が良ければいいのではないかと。大規模化しているクラブでも、子どもたちや保護者の満足度が高いクラブもある。 ・大規模クラブは、1 つの建物でも壁で仕切れればいいのか。あくまでも別建てでなければいけないのか。例えば名簿上でいいのか。国の動向を注視したい。 ・年度当初の 4 月・5 月は児童数が多いが、年度末までに 20 人くらい減る。春の時点での人数で定員が定められると民設は運営が厳しい。 ・40 人という数字は、指導員が専門職としてきちんと子どもを把握することを担保するためであり、これを超える場合は様々な工夫が必要となる。
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・専用スペースの確保 ・児童 1 人あたりおおむね 1.65 m²以上の面積を確保すること ・静養スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関やトイレ等を子どもの生活スペースとしての面積に入れるのか。施設の形態によっても違う。図面上の面積、この指標だけでは測ることはできない。 ・一律に線引きすると待機児童が出てしまう。待機児童を解消しようとするれば施設を増やすしかない。民間で行うには資金が必要。 ・子どもの安全が確保できないと判断された時には、速やかにクラブを分割できるような公のバックアップが必要。
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと指導員が信頼関係を構築できる、安全を確保できるという状態が維持できることが何よりも大切。 ・総合的に子どもたちがちゃんと過ごせているのか、人数や面積ではないチェックポイントが必要。 	

6. 利用時間に関する考え方について

■現状

- ・利用時間については、延長を望む声が「市長への手紙」などへ寄せられている。
平常授業期間 放課後～午後 6 時 30 分（平成 20 年度「午後 6 時まで」より変更）
土曜・臨時休校・長期休業期間 午前 8 時～午後 6 時 30 分
（平成 19 年度「午前 9 時から」より変更）

- ・民設クラブでは、ひまわりクラブより利用時間を長く設定しているクラブが 22 クラブ中 8 つ（委託 5・補助 3）あり。
平常授業期間は午後 7 時まで、土曜・臨時休校・長期休業期間は午前 7 時 30 分から等。

項目	主な意見
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に学校の学習指導要領が改訂され、子どもたちの放課後の時間が大幅に遅くなった。公設の開所時間午後 1 時を見直し、保護者のニーズに合わせて、閉所時間を遅くする等の対応はできないか。
閉所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園並みにして欲しいというのが保護者の願い。 ・子どもの健全育成という面も考え、標準時間を決め、延長の分は料金を別途設定し、本当に必要な人だけが利用料金を支払って利用するというのが公平的であると思われる。 ・保育園と違い学校教育を受けた後での生活の場。子どもにとっての負担を考えれば午後 7 時が限界と思われる。そのあとは心が落ち着く家で過ごすことで、子どもの健全な成長を促すことができる。 ・ファミリー・サポート・センターなどを利用することもできる。 ・子どもの発達面と保護者のライフワークとのバランスを考えると、午後 7 時が目安と思われる。 ・7 時までの延長は父親の子育て参加も促すことができると思われる。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が増え、施設が増え、時間が延長される。指導員の確保がますます難しくなる。

7. 利用料金（減免制度）に関する考え方について

■現状

- ・ひまわりクラブ：減免あり（前年度市民税課税額に応じて）
- ・民設クラブ（委託）：7 クラブ中 5 クラブ減免なし（市の補てんがないため）
7 クラブ中 2 クラブ減免あり（前年度市民税課税額に応じて）
- ・民設クラブ（補助金）：15 クラブ中 14 クラブ減免あり
（前年度市民税課税額に応じて。市の補てんあり）

項目	主な意見
利用料金 (減免制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・前提として、民設が健全かつ安定的な運営や経営ができる仕組みがあれば、サービス内容の違いによって利用料金に差があってもいいが、減免は運営形態によらず等しくあるべき。垂直的公平が必要。委託運営の民設にはその分の補助が必要。 ・1 学校区 1 クラブという選べない状態の中で、委託運営には減免補てんがないのは不公平。また、「必要だけど行けない」という生活保護世帯や市民税非課税世帯の子どもがいてはいけない。 ・消費税の増税を財源とされている中、利用料金（減免制度も含む）見直しは理解が得られないのではないか。 ・所得階層の区分をもう少し細分化するのも 1 つの方法。保育園の応能負担に近づく。

第4 方向性と今後の検討課題

全3回の懇談会により提起された方向性と今後の検討事項については、以下のとおり。

項目	－現 行－ 新潟市ひまわりクラブ条例等	－方向性と今後の検討事項－ ■方向性（意見） □今後の検討事項
対象児童	小学校低学年児童等	<ul style="list-style-type: none"> ■小学校6年生までの受入れ（障がい児を含む） □受入れが可能な障がいの程度について □障がい児受入れに対する民設（補助）への補助
運 営	<p>公設のひまわりクラブは非公募で選定した指定管理者にクラブの運営を委ねている</p> <p>民設は委託による運営と補助金による運営がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■非公募による指定管理は競争的でないとの指摘がある 一方、指定管理者制度が適切なのかとの意見もある ■事業者が安定的な運営や経営ができる仕組みが必要 □公設の具体的運営方法の選定と事業者の決定の仕方 □地域ごとの選定について □民設運営方法（委託と補助）の統一について
ふれあい スクール との連携	<p>ふれあいスクール開設校において、各校の実情に合わせた連携を実施</p> <p>（H25年度 全113校中62校開設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■具体的な連携の指針を示し、放課後児童クラブの指導員とふれあいスクールの運営主任、両者の共通理解を図ることが必要 □全市的な連携のあり方と各校の実情に応じた適切な連携について
規 模	<p>【H19厚生労働省ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね40人程度まで ・最大70人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない ■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するために、単一的な人数や面積だけではないチェックポイントも必要 □条例に定める具体的基準について □民設の施設整備に対する補助
設備等	<p>【H19厚生労働省ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用スペースの確保 ・1人あたり1.65㎡以上 ・静養スペースの確保 	
開設時間	<p>平常授業期間 放課後～午後6時30分 土曜・臨時休校・長期休業期間 午前8時～午後6時30分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育園並みの開設時間が保護者の希望 【保育園並みにした場合の開設時間の例】 平常授業期間 放課後～午後7時 土曜・臨時休校・長期休業期間 午前7時30分～午後7時 ■子どもの健全育成とのバランスも大切 □開設時間延長の必要性について □民設と統一するかどうか

項目	－現 行－ 新潟市ひまわりクラブ条例等	－方向性と今後の検討事項－ ■方向性（意見） □今後の検討事項
利用料金 (減免制度)	月額 6,900 円 【減免制度】 生活保護世帯 全額免除 市民税非課税世帯 2/3 免除 市民税所得割 1 万円未満世帯 1/2 免除 23 万 5 千円未満世帯 1/3 免除	<ul style="list-style-type: none"> ■開設時間を延した分は延長料金を設定 ■必要な子どもが利用できるよう減免は必要 ■保育園に近い応能負担にするため細分化が必要 ■前提として、民設が健全かつ安定的な運営や経営ができる仕組みがあれば、サービス内容の違いによって利用料金に差があってもいいが、減免は公設・民設の統一が必要 □民設の安定運営の仕組みと民設（委託）への減免分の補てん □新たな料金体系の是非
指導員	【H19 厚生労働省ガイドライン】 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童指導員を配置 ・放課後児童指導員は児童福祉施設最低基準第 38 条に規定する資格を有する者が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ■高学年や障がい児の受入れには、きめ細やかな気配りのできる指導員が必要 ■指導員の待遇改善が必要（指導員不足対策） □条例に定める具体的資格や配置人数等について □指導員の待遇について
未設置校 対策	継続して 40 人以上の利用が見込まれる時に公設クラブを開設 保護者会等により開設した場合は、補助金を交付	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の状況に応じて対応を考える必要がある ■施設費や固定費を考慮した補助金の仕組みが必要 □未設置校での開設と運営方法 □補助金制度の見直し内容について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条
(児童福祉施設最低基準)

- ・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・保育士・社会福祉士
- ・高卒等の者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）
- ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の過程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

全 3 回の懇談会で出された、放課後児童クラブにおける現状の問題点や、今後のあり方についての委員の様々な意見を、今後設置される「新潟市子ども・子育て会議」へと引き継ぐこととする。

最後に、放課後児童クラブを「生活の場」としている児童の健全育成と、仕事と子育てを両立する保護者の支援という観点から出された様々な建設的な意見を、新しく制定される条例に反映させ、本市における放課後児童クラブの質の向上につなげていきたい。

【問い合わせ先】
 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
 新潟市福祉部 こども未来課 育成支援係
 電話 : 025-226-1197 (直通)
 F A X : 025-228-2197
 E-mail : mirai@city.niigata.lg.jp